

令和8年度

業務名 令和8年度那覇港の緑地等における官民連携推進支援業務

特記仕様書

令和8年6月

那覇港管理組合
企画建設部計画建設課

1 業務目的

那覇港長期構想および那覇港港湾計画を上位計画とする那覇港みなとまちづくりマスタープランにおいては、「万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまち」の実現を基本目標として定めており、その取組の基本方針の一つである「新たな賑わい拠点の整備・創出」において、民間活力の活用も念頭に、利用者サービスの向上を図ることとしている。

そこで、那覇港において、港湾環境整備計画制度（以下、「みなと緑地 PPP」という。）を活用した港湾緑地を核とするみなとまちづくりの推進、周辺地域を含むみなとまちの更なる魅力向上、活性化及び港湾緑地の効果的な維持管理体制の構築を目指して、那覇港管理組合が管理する全ての緑地について、みなと緑地 PPP 等による民間活力活用の検討を行っている。

本業務は、那覇港管理組合における官民連携の取組を推進するため、既存の検討成果および関係計画等を踏まえた PPP 推進方針（案）の策定と官民対話を通じ事業者の参加意向や事業者がより参加しやすい公募条件の把握などを一体的に支援することを目的とする。

2 履行場所

那覇港管理組合が管理する緑地等

3 履行期限

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 2 日までとする。

4 業務内容

4-1 総則

本仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」並びに「建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

4-2 那覇港の緑地等における官民連携推進支援業務

(1) 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。業務遂行にあたっての業務計画書及び工程表を作成する。

(2) 上位計画および制度動向の整理

那覇港長期構想、港湾計画、みなとまちづくりマスタープラン等の上位計画ならびに国の制度動向について整理を行い、PPP 推進の前提条件を明確にする。

(3) これまでの取組、検討成果および課題・論点の整理

那覇港の指定管理者制度の現状や先導的官民連携支援事業等の成果、全国のみなと緑地 PPP の事例等を踏まえ、PPP 推進に向けた課題および論点について整理を行う。

(4) 関係者との協議・調整

PPP 推進方針の策定、および官民対話に向け、関係者との協議・調整に必要な情報収集や資料作成等を行う。

(5) PPP 推進方針（素案）の検討・整理

上位計画整理および関係者協議の結果を踏まえ、那覇港管理組合における PPP 推進方針（素案）について整理を行う。

※PPP 推進方針（素案）：各港湾緑地等の現状、民間活力による港湾緑地等の整備・管理方法（指定管理制度、みなと緑地 PPP など）、事業コンセプト、官民の役割分担、優先順位やロードマップ（スケジュール（案））などの方針を想定している。

(6) 官民対話の実施

PPP 推進方針（素案）に基づき、官民対話の全体スケジュール、各回のテーマ、メンバー構成等について、調査職員と方法を事前に取り決めた後に、官民対話を実施する。

(7) PPP 推進方針（案）の作成および公募条件等の整理

官民対話を通じて得られた意見について整理・分析を行い、PPP 推進方針（案）を作成する。また、市場性や実現可能性等の観点から事業者がより参画しやすい公募条件等の整理を行う。

(8) 報告書作成

検討結果を整理し、報告書として取りまとめる。とりまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

(9) 打合せ・協議

打合せ・協議は、事前協議 1 回、中間報告 2 回、最終報告を 1 回の計 4 回とするが、必要な電子データ等については適宜調査職員へ提供を行うものとする。

5 成果物

本業務における成果品（業務報告書、官民対話結果整理資料、内部説明用資料）は、「電子データ」と「紙」によるものとする。

1) 「成果品」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 1 部提出しなければならない。

なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとする。

報告書の取りまとめにあたっては、関係者以外でも理解しやすいように、分かりやすく整理してください。

また、業務終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応をお願いします。

なお、業務終了後、国土交通省等から報告を求められることがありますので、これを念頭に検討内容の精査、分かりやすい報告書の作成に留意してください。

2) 「紙」による報告書は製本 2 部とする。

3) 納入場所

那覇市通堂町 2 番 1 号

那覇港管理組合企画建設部計画建設課

6 検 収

1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7 一括再委託の禁止

- 1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。
- 3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当する時には適用しない。
- 5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。
- 6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8 その他

- 1) 事業を実施するに当たっては、那覇港管理組合と協議して進めていくものとする。
- 2) 本業務の実施に必要な経験を有する業務管理担当者及び業務担当者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- 3) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。
- 4) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。